

国立大学法人電気通信大学教育研究職員の任期に関する規程

平成16年 4月 1日
改正
平成17年10月11日
平成19年 4月 1日
平成21年 4月 1日
平成22年 3月19日
平成23年 3月29日
平成23年 7月20日
平成24年 5月22日
平成25年 3月22日
平成25年 9月25日
平成26年 3月25日
平成27年 3月27日
平成28年 3月23日
平成30年 9月12日

(趣旨)

第1条 この規程は、大学の教員等の任期に関する法律(平成9年法律第82号。以下「法」という。)第5条第2項の規定に基づき、国立大学法人電気通信大学教育研究職員の任期について、必要な事項を定めるものとする。

(教育研究組織及び職種等)

第2条 法第5条第1項の規定に基づき任期を定めて採用を行う教育研究職員の教育研究組織、教育研究職員の職、任期として定める期間及び再任に関する事項(以下「任期に関する事項」という。)は、別表に掲げるとおりとする。

(同意)

第3条 任期を定めて教育研究職員を採用する場合は、文書(別紙様式)により、採用される者の同意を得なければならない。

(規程の公表)

第4条 この規程を制定又は改廃したときは、大学のホームページ等への掲載その他の方法により公表し、広く周知を図るものとする。

(育児休業等取得者の特例)

第5条 別表により任期を定めて採用された教育研究職員のうち、法第4条第1項第1号又は第2号の規定により採用された者が、次に掲げるいずれかの休業等をする場合においては、当該職員の申し出に基づき、当該休業等の期間の範囲内の期間で、任期を延長することができる。ただし、本規程に基づき採用された日から通算した契約期間は、別表の再任に関する事項に規定された再任の場合の任期を含めて10年を上限とする。

(1) 育児休業

(2) 産前休暇

(3) 産後休暇

(4) 介護休業

2 前項ただし書きの規定にかかわらず、本規程に基づき採用された日より前に国立大学法人電気通信大学との間に締結された平成25年4月1日以後の日を初日とする期間の定めのある雇用契約についても、通算契約期間に含めるものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、国立大学法人電気通信大学テニユア・トラック制に関する規程第3条第1項第6号に規定するテニユア審査を受けた教育研究職員及び第7条の規定により任期を更新された教育研究職員は任期の延長を申し出ることはいない。

(雑則)

第6条 この規程に定めるもののほか、教育研究職員の任期に関し必要な事項は、教育研究評議会の議を経て学長が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成17年10月11日から施行し、同日以降に採用される者及びこの規程の施行の際、現に改正前の国立大学法人電気通信大学教育研究職員の任期に関する規程に基づき任期を定めて雇用されている教育研究職員について適用する。

2 この規程による、改正後の別表先端ワイヤレスコミュニケーション研究センターの職に、平成22年3月までに採用される者の任期は同項の規定にかかわらず、平成22年3月31日までとする。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。

2 この規程の施行日の前日において、改正前の規定により任期が付されている大学院情報システム学研究科及び先端領域教育研究センターを担当する教育研究職員については、改正後の規定にかかわらず、改正前の規定による。

3 この規程の先端ワイヤレスコミュニケーション研究センターの職に採用される者の任期は別表にかかわらず、平成27年3月31日までとする。

附 則

この規程は、平成23年7月20日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年5月22日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行日の前日において、改正前の規定により任期が付されている教育研究職員の任期及び再任に関する事項については、改正後の別表の規定にかかわらず、改正前の別表の規定による。
- 3 この規程の施行日の前日において、改正前の規定により任期が付されている研究設備センターを担当する准教授については、前項の規定にかかわらず、再任は1回を限度とする。

附 則

この規程は、平成25年9月25日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 平成21年4月1日から平成22年9月1日までの間に大学院情報システム学研究科を担当する助教として採用された者に係る任期及び再任に関する事項については、改正後の別表の規定にかかわらず、次の表の規定を適用する。

教育研究組織	教員の職	任期	再任に関する事項	根拠
大学院情報システム学研究科	助教	3年	再任可 ただし再任の場合 任期は2年とし、 2回を限度とする。	法第4条 第1項 第2号

- 3 平成25年4月1日から平成26年4月1日までの間に大学院情報理工学研究科、大学院情報システム学研究科及びレーザー新世代研究センターを担当する助教として採用された者から別に定める期日までにテニユア・トラック期間に関する申出があった場合の任期及び再任に関する事項については、改正後の別表の規定にかかわらず、次の表の規定を適用する。

教育研究組織	教員の職	任期	再任に関する事項	根拠
大学院情報理工学研究科	助教	4年	再任可 ただし再任の場合 任期は1年とし、 1回を限度とする。	法第4条 第1項 第2号
大学院情報システム学研究科	助教	4年	再任可 ただし再任の場合 任期は1年とし、 1回を限度とする。	法第4条 第1項 第2号
レーザー新世代研究センター	助教	4年	再任可 ただし再任の場合 任期は1年とし、	法第4条 第1項

		1 回を限度とする。	第 2 号
--	--	------------	-------

4 本規程の施行日の前日までに行った育児休業等についても第 5 条の規定を適用することができる。

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

2 平成 26 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの間に本規程を適用する情報理工学部及び大学院情報システム学研究科を担当する助教として採用された者に係る第 5 条の規定の適用については、なお従前の例によるものとし、任期及び再任に関する事項については、改正後の別表の規定にかかわらず、次の表の規定を適用する。

教育研究組織	教員の職	任期	再任に関する事項	根 拠
情報理工学部	助教	5 年	再任可 ただし再任の場合の任期は 2 年とし、1 回を限度とする。	法第 4 条 第 1 項 第 2 号
大学院情報システム学研究科	助教	5 年	再任可 ただし再任の場合の任期は 2 年とし、1 回を限度とする。	法第 4 条 第 1 項 第 2 号

附 則

この規程は、平成 30 年 10 月 1 日から施行する。

別表

教育研究組織	教員の職	任期	再任に関する事項	根拠
情報理工学域、大学院情報理工学研究科、国立大学法人電気通信大学組織規則第18条の3第2項に規定する各センター、同第19条に規定する教育研究センター等及び同第23条に規定する教育研究支援センター	助教	5年	再任可 ただし再任の場合の任期は2年とし、1回を限度とする。	法第4条 第1項 第2号
研究設備センター	准教授	5年	再任可 ただし再任の場合の任期は5年とし、1回を限度とする。	法第4条 第1項 第1号
先端領域教育研究センター	准教授	5年	再任可 ただし再任の場合の任期は2年とし、1回を限度とする。	法第4条 第1項 第1号

別紙様式

同 意 書

平成 年 月 日

国立大学法人電気通信大学長 殿

氏 名 印

私は、電気通信大学（所属）（職名）に就任するに際し、大学の教員等の任期に関する法律（平成9年法律第82号）第5条第1項及び国立大学法人電気通信大学教育研究職員の任期に関する規程第2条の規定に基づき、下記のとおり任期により任用されるものであることに同意します。

記

平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで